

大学における安全保障輸出管理とは

平成23年11月14日

CISTEC 輸出管理アドバイザー

森本 正崇

大学・研究機関と輸出管理

- 「輸出管理」という言葉から自らが当事者だと考えてこなかった
 - － 「輸出」も「管理」もこれまでの大学の文化からは異質のもの
 - － 大学が「輸出」をすることはない
 - － 「管理」に対する抵抗感
- 「安全保障」を議論することを忌避
 - － 研究活動と安全保障の関連について考える風土がない

大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について(依頼)

17文科際第217号
平成18年3月24日

科学技術政策研究所長 殿
各国公私立大学長 殿
各高等専門学校長 殿
各大学共同利用機関法人機構長 殿
文部科学省関係各独立行政法人の長 殿

文部科学事務次官
結城 章夫

我が国では、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出(注1)や技術提供(注2)に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、輸出管理を行っております。しかし最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いており、去る3月3日、経営者の輸出管理意識の向上及び外為法の遵守を徹底するため、経済産業大臣名で、輸出関係団体の長に対して通知が発出され、また、文部科学大臣に対しても協力要請がありました。

これまでのところ、大学及び公的研究機関(以下「大学等」という。)における外為法違反事例は報告されておりませんが、このような情勢に鑑み、**各大学等におかれては、上記貨物の輸出や技術提供が不用意に行われることがないように、輸出管理の徹底にご協力いただきますよう、お願いいたします。**

外為法に基づく輸出管理に係る留意点等は、例えば下記の事項などが考えられるところ、関係法令等を踏まえ、十分御留意の上、宜しくお取り計らい下さい。

なお、経済産業省において、全都道府県において大学等を対象とした輸出管理強化に係る説明会を実施することとしています。各大学等におかれては、当該説明会へ積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

(注1)... 外為法第48条第1項に規定する貨物の輸出

(注2)... 外為法第25条第1項第1号に規定する技術提供

記

○ 大学等においては、先端的な教育・研究活動が行われているところであるが、このような教育・研究活動を行う上では、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等につき規制している外為法の趣旨を十分踏まえる必要があること。

○ 例えば、国際的な共同研究等において、海外への貨物の輸出(試作品や試料等の送付・持ち出し)は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出許可の対象となる場合があること。また、大学等において受け入れている留学生等について、入国後6ヶ月が経過していない者に対する技術提供(当該技術に係る資料の提示や電子メール、口頭での伝達を含む。)は外為法に基づく経済産業大臣の役務取引許可の対象となる場合があること(国際的な共同研究等を含む。研究の場所が国内であるか国外であるかを問わない。)

○ 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するものについては、経済産業大臣の役務取引許可を受ける必要はないこと。

- ・ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ・ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ・ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ・ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引・学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

なお、研究過程における海外の研究者とのデータや試料の交換等は、それが不特定多数の者が入手可能なものでない限り、許可申請の対象となりうるため、注意を要すること。

目次

1. 安全保障輸出管理をめぐる国際情勢
2. 日本の安全保障輸出管理制度
3. 大学における輸出管理

1. 安全保障輸出管理をめぐる国際情勢

安全保障輸出管理とは

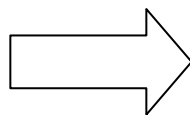
- 国際的な平和と安全の維持を妨げるおそれがあると認められる場合に、貨物の輸出又は技術の提供に際して、経済産業大臣の許可を受けること
- 冷戦中はココムにより西側諸国が旧東側諸国に対して輸出管理を行っていた
- しかし、現在では輸出管理は国連加盟国の責務に
 - 国連安保理決議1540 (Security Council Resolution 1540)
 - 国連安保理決議1887でも言及

安全保障輸出管理が必要な理由

- 大量破壊兵器等（核、生物・化学兵器、ミサイル）の拡散
- 地域紛争等による地域的な不安定化の防止
- テロの脅威

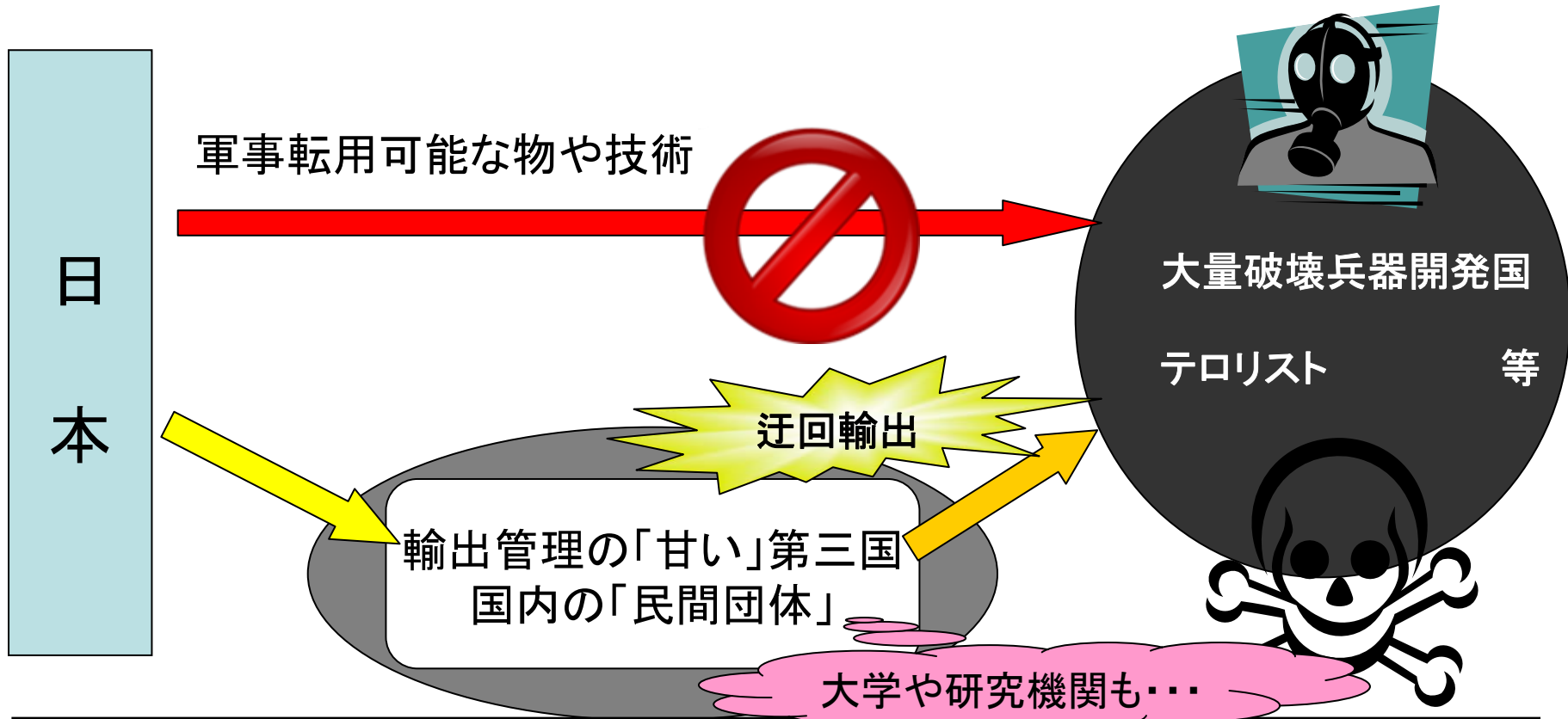
大学や研究機関にも「材料」や「知識」が...

こうした懸念のある相手に、兵器になる材料（貨物）や知識（技術）を渡さないようにすること



輸出管理

安全保障輸出管理の手段



- 大量破壊兵器開発国などに材料やノウハウを渡さない(上の矢印)
- 迂回輸出防止(下の矢印)
 - ✓ 提供先(需要者)や提供目的(用途)の確認が重要

輸出管理をめぐる環境変化

1. 大量破壊兵器の拡散
 - 開発が以前より容易に
 - 民生技術の転用
2. Dual use技術の発展
 - かつての軍事情報は機密ではない
3. グローバル化によるヒト、モノ、情報の交流
 - 情報入手が格段に容易に
 - インターネット

大学・研究機関をめぐる環境変化

1. 大量破壊兵器の拡散や迂回調達の実現
 - 懸念国やテロリストは材料や技術を海外から調達
2. 大学・研究機関に機微技術
 - 大学・研究機関で軍事研究をしていないことと、軍事技術がないことは違う
 - 海外では大学・研究機関が軍事研究に従事することは珍しくない
3. 大学・研究機関の国際化
 - 留学生の増加
 - 産学官連携の推進
 - 海外の大学や研究機関との交流増加

大学や研究機関が大量破壊兵器の開発等に巻き込まれるリスク

国際輸出管理レジーム

- どのような貨物や技術を国際的な平和と安全の維持の観点から管理すべきか
 - 国際的な枠組み＝国際輸出管理レジーム
 - 我が国は全ての国際輸出管理レジームに参加
- 国際輸出管理レジームでの合意に基づき、我が国では外国為替及び外国貿易法(外為法)で輸出管理が必要な貨物や技術を規定

国際条約・国際輸出管理レジーム等の概要

	大量破壊兵器等				通常兵器
	核兵器	生物兵器	化学兵器	ミサイル等	
国際条約	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	生物兵器禁止条約(BWC)	化学兵器禁止条約(CWC)		
国際輸出管理レジーム	NSG 原子力供給国グループ	AG オーストラリア・グループ	MTCR ミサイル技術管理レジーム	WA ワッセナー・アレンジメント	
国際的な新たな取り組み	国連安保理決議1540 拡散に対する安全保障構想(PSI)				

(参考) 中国の国策 その1

中国は、同年1月、「2008年中国の国防」を公表し、軍の機械化及び情報化で重大な進展を図る方針を示すとともに、同年10月、北京の天安門広場で行われた大規模な軍事パレードでは、すべて国産とされる最新鋭の大陸間弾道ミサイルや戦闘機等を公開したほか、胡錦濤(コキントウ)国家主席が「新中国60年の発展と進歩は、社会主義だけが中国を救い、改革開放だけが中国を発展させることを証明した」と演説するなど、装備の近代化等を誇示した。

中国は、これらの政策・方針の下、外国の企業や研究機関が保有する先端科学技術の獲得、移転を図っており、我が国にも、先端科学技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、長期間にわたって、巧妙かつ多様な手段で情報収集活動を行っている。

出典:「警察白書(平成22年版)」

(参考) 中国の国策 その2

中国は国防科学技術産業の改革・革新を加速し、軍需産業の戦略的構造調整、専門化をめざす再編成を推し進め、兵器・装備の開発における自主的革新能力を向上させ、軍隊と民間が結びつき、軍需産業を民間産業と融合させる新しい国防科学技術産業システムを構築するよう努めている。

出典:「2008年 中国の国防」

“We must establish sound systems of weapons and equipment research and manufacturing ... and combine military efforts with civilian support”

胡錦濤国家主席の発言

出典:” Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2010”(米国国防省)

政経一体

民生技術の軍事転用

- 民生技術の進展（技術革新）
 - － かつては軍事技術・機微技術だったものが、我々の身近な技術に
 - ✓原子力発電
 - ✓コンピュータ
 - ✓電子レンジ

有用な技術と有害な技術は紙一重

軍事的に転用されるおそれのある民生品の例

	懸念用途	民生用途
炭素繊維	ミサイル構造部材 	ゴルフクラブシャフト 
冷凍凍結乾燥器	生物兵器となる細菌を保存 	インスタントコーヒー 
トリエタノールアミン	化学兵器 	シャンプー 
工作機械	ウラン濃縮用遠心分離機の製造 	自動車の製造 

こんなことがきっかけで・・・

- じゃがいもの農薬を開発していたら偶然発見



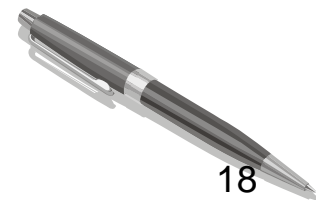
- ヘリコプターのブレード(プロペラ)を加工するため



- レーダー研究の科学者がたまたま電磁管の前を通過したらチョコレートが溶けた



- 戦闘機でも気圧の影響を受けない筆記具を開発



2. 日本の安全保障輸出管理制度

輸出管理の対象

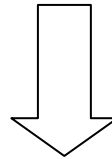
規制行為

貨物の輸出

外為法第48条

技術の提供

外為法第25条



規制方法 (許可が必要な貨物や技術)

リスト規制

品目やスペックによって許可が
必要なモノを定める

キャッチオール規制

需要者や用途によって許可が
必要なモノを定める

貨物の輸出

- 輸出とは日本から外に送り出すこと
- 送り出す形態や理由、価格に関係なく輸出
- 商行為以外でも研究・開発をはじめ、様々な局面で輸出が生起する
 - サンプル品を送付
 - 海外での共同研究のために資機材を搬出
 - 手荷物

(注) 貨物とはおよそ「もの」といえるものは全て含まれる

ケース1

- 研究室で使っている外国製の機械が壊れてしまった。修理のために一旦返品した
- 海外での学会に参加するために手荷物でサンプル品を携帯した
- 共同研究の成果物を提携先の海外研究機関に送った
- 「友人から頼まれたから渡しておいて」と言われ、海外出張の際に荷物を託された



技術の提供 その1

- 技術は「居住者」または「非居住者」に提供
 - 提供相手が「居住者」か「非居住者」であるかの確認が重要
 - 提供先が「非居住者」であれば日本国内であっても許可対象に
 - ✓ 基本は日本人(法人・組織) = 居住者、外国人(法人・組織) = 非居住者だが、必ずしもこの整理に当てはまらない場合も多い

居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③迄に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府または国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官または領事官及びこれらの随員または使用人（ただし、外国において任命または雇用された者に限る）

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

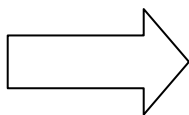
技術の提供 その2

技術の提供？

- 生産技術や製造ノウハウの供与
- 共同研究や共同開発での情報共有
- 国内での外国人研修員の教育
- 問い合わせに対するemailの送付
- 問い合わせに対する口頭での回答

技術の提供とは技術(情報)の伝達行為

規制対象技術であれば、



役務取引

(C) MORIMOTO 2011

ケース2

- 共同研究相手から設計図の送付を頼まれたのでFAXで送信しておいた



- 共同で論文を執筆しており、自分の実験データを添付ファイルにつけてメールを送信した



(注) 海外出張の際にパソコンとUSBメモリーを携帯した

- 技術の提供の有無を要確認

ケース 3

- 海外の研究機関と共同研究をしています
 - 現地で実験が必要だったので観測機材を現地に持ち込み、観測をしました
 - 観測後、データとともに観測機材を持ち帰りました
 - データは海外の研究機関と共有しています

「技術の提供」規制の概要

		受領者(誰へ)	
		居住者	非居住者
提供者 (誰から)	居住者	①	②
	非居住者	③	④

1. 特定国(=外国)において提供する場合(①~④)

- 日本国内における提供は許可対象外
 - 典型的な国内取引は規制対象外

2. 居住者が特定国の非居住者に提供する場合(②)

- 日本国内における提供も許可対象

(注) 非居住者が提供者の取引(③、④)は提供者が国内に所在している場合のみ対象

「技術の提供」規制のポイント

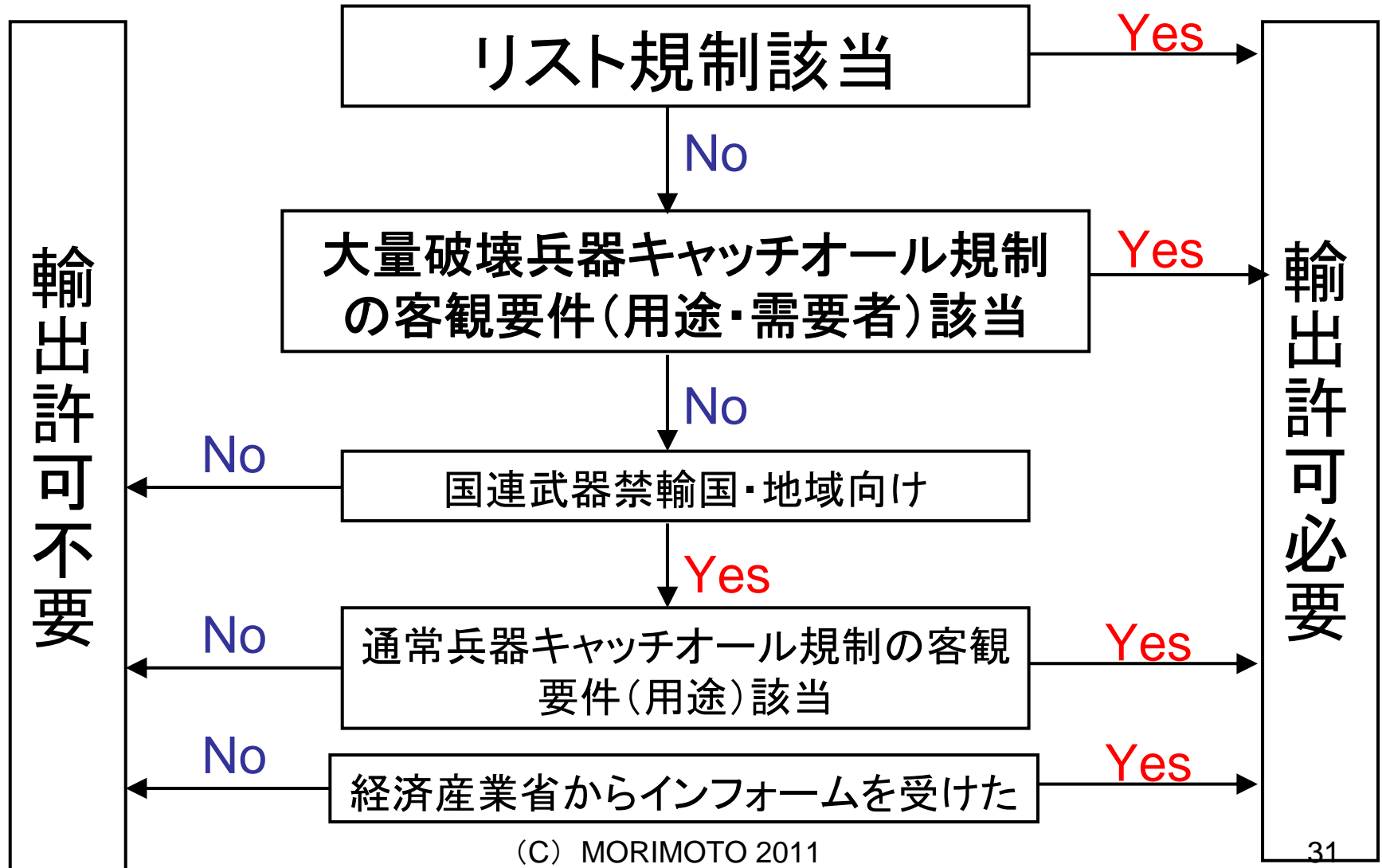
- 規制の基本は「非居住者」への提供(②)
 - － 日本所在の法人やその従業員であれば「居住者」なので日本に在住していれば自らが「非居住者」となることはほとんどない
 - － 国籍による区分ではなく「居住性」による区分なので日本人でも「非居住者」に当たる場合がある
 - 典型的には海外現地法人駐在員
 - － 提供先が「非居住者」であれば日本国内であっても許可対象なので提供場所を問わない

提供相手が「非居住者」かどうかの確認

規制されている貨物や技術

- 国際輸出管理レジームでの合意に従って、外為法及び政省令等で規制対象となる貨物や技術を特定
 - － リスト規制： 輸出許可が必要な貨物又は技術の**スペック**（仕様や能力）が決められ、需要者や用途にかかわらず輸出許可が必要となるもの
 - － キャッチオール規制： リスト規制対象外の貨物又は技術でも、**需要者や用途**によって輸出許可が必要となるもの

輸出管理の基本フロー



リスト規制 その1

- 輸出許可が必要な貨物又は技術のスペック
 - － 貨物:輸出貿易管理令別表第一 1～15の項
 - － 技術:外国為替令別表 1～15の項
 - － 詳細なスペックは貨物等省令に
 - 正式名称は「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」
- 需要者や用途にかかわらず許可必要
 - － いつも共同研究している相手
 - － 「著名な」研究所
 - － サンプル

政令の別表と国際輸出管理レジームの関係

項番				国際輸出管理レジーム		
1	リスト規制	武器				
2		大量破壊兵器関連	核関連	NSG（原子力供給国会合）		
3			化学兵器関連	AG（オーストラリア・グループ）		
3の2			生物兵器関連			
4			ミサイル・ロケット関連	MTCR（ミサイル技術管理レジーム）		
5		汎用品	通常兵器関連			WA（ワッセナー・アレンジメント）
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16	キャッチオール規制					

政令・省令などの体系

	政令(品目)	省令(スペック)	通達(用語解釈)
貨物	輸出貿易管理令 別表第1 1～15の項(リスト規制) 16の項(キャッチオール 規制)	貨物等省令 「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令 別表の規定に基づき貨物又は技術を定め る省令」 第1条～第14条の2 1の項に対応する省令なし 2の項→1条、15の項→14条、16の項→ 14条の2のように対応	運用通達 「輸出貿易管理令の運用 について」
技術	外国為替令 別表	第15条～第27条 1の項に対応する省令なし 2の項→15条、3の項→15条の2 4の項→16条、15の項→27条 16の項→28条のように対応	役務通達 「外国為替及び外国貿易 法第25条第1項及び外 国為替令第17条第2項 の規定に基づき許可を要 する技術を提供する取引 又は行為について」

政令の別表と省令、規制品目の関係

項番			省令 (貨物)	省令 (技術)		主な規制品目	
1	リスト 規制	武器					
2		汎 用 品	1条	15条	NSG	NSGパート1	原子力専用品
						NSGパート2	原子力用途以外にも使用できる汎用品
3			2条	15条の2	AG	化学兵器の原料となる物質及び製造装置	
3の2			2条の2	15条の3		生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置	
4			3条	16条	MTCR	ミサイル・ロケット及び製造装置	
5			4条	17条	WA	カテゴリー1	先端材料
6			5条	18条		カテゴリー2	材料加工
7			6条	19条		カテゴリー3	エレクトロニクス
8			7条	20条		カテゴリー4	コンピュータ
9			8条	21条		カテゴリー5	通信機器
10			9条	22条		カテゴリー6	センサー・レーザー
11			10条	23条		カテゴリー7	航法装置
12			11条	24条		カテゴリー8	海洋関連装置
13			12条	25条		カテゴリー9	推進装置
14			13条	26条		1の項以外の軍需品	
15	14条	27条	機微品目				
16		14条の2	28条	キャッチオール規制			

リスト規制 その1 つづき

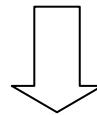
- 輸出許可が必要な貨物又は技術のスペック
 - － 貨物:輸出貿易管理令別表第一 1～15の項
 - － 技術:外国為替令別表 1～15の項
 - － 詳細なスペックは省令に
- 需要者や用途にかかわらず許可必要
 - － いつも共同研究してやる相
 - － 「著名な」研
 - － サンプル



許可必要

リスト規制 その2

- リスト規制では輸出許可が必要なスペックが定められている



- 貨物や技術がリスト規制で定められているスペックに該当するかどうかを確認することが基本かつ重要なプロセス

該非判定

キャッチオール規制

- リスト規制の対象となっていない貨物や技術
 - リスト規制に該当すれば原則として輸出許可が必要であり、別にキャッチオール規制に該当することはない
 - 16の項は幅広い品目をカバー（リスト規制の対象ならない品目をほぼ網羅）
- 需要者や用途によっては輸出許可が必要
 - 客観要件
 - インフォーム要件



- 大量破壊兵器キャッチオール規制
- 通常兵器キャッチオール規制（通常兵器に係る補完的輸出規制）

大量破壊兵器キャッチオール規制輸出手続フロー

【客観要件】

YES

16の項に非該当、又は
仕向地はホワイト国(輸出令別表第3の国)

Step 1

NO

用途要件

①大量破壊兵器の開発など、又は②別表に掲げる行為に用いられるか

Step 2

YES

「用途チェックリスト」に「はい」が一つでもあるか

NO

需要者要件

①大量破壊兵器の開発等を行う(行った) 又は②外国ユーザーリストに該当

Step 3

NO

「需要者チェックリスト」に「はい」が一つでもあるか

YES

大量破壊兵器の開発等及び別表に掲げる行為以外に用いられることが明らか

NO

「明らかガイドライン」に「いいえ」が一つでもあれば、NOへ

【インフォーム要件】

NO

経済産業省からインフォームを受けたか

YES

許可不要

許可必要

Step 1 ホワイト国

- ホワイト国(輸出貿易管理令別表第3の国)はキャッチオール規制の対象外
 - 取引相手(輸出先や技術の提供先)がホワイト国であればキャッチオール規制のチェックは不要
 - ホワイト国は欧米諸国中心でアジアでは韓国のみが対象
 - 国際輸出管理レジームに参加して実効的な輸出管理を実施している国

【ホワイト国】: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
計 26か国

ホワイト国以外であればStep 2, Step 3へ

Step 2 用途要件

- 輸出する貨物や提供する技術が大量破壊兵器の開発などに使用されるという情報を入手した場合、許可が必要に（用途要件）
 - 契約書や注文書、仕様書などの文書や輸入者や利用者などからの連絡により確認（と保存）
 - 具体的には「用途チェックリスト」で確認し、一つでも「はい」があれば許可必要に（用途要件該当）

用途チェックリスト

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認する。
 その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載・記録されている、あるいは、輸入者から連絡を受けたか等、情報の入手方法についても確認すること。

	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
別 表 行 為	① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	② 核融合に関する研究	はい・いいえ
	③ 原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④ 重水の製造	はい・いいえ
	⑤ 核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥ 核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ

Step 3 需要者要件

- 貨物や技術の需要者が大量破壊兵器の開発などに従事しているという情報を入手した場合、許可が必要に（需要者要件）
 - 契約書、パンフレット、ホームページなどの確認（と保存）
 - 具体的には「需要者チェックリスト」で確認し、一つでも「はい」があれば、当該輸出や技術提供が大量破壊兵器の開発などに用いられないことが「明らか」でない限り許可必要に（需要者要件該当）
 - 「明らか」であるかどうかを判断するためのガイドライン:「明らかガイドライン」

需要者チェックリスト

①需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。(どちらかに○をつける)

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

②外国ユーザーリストのチェック

需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、「明らかガイドライン」チェックを行うとともに、輸出許可が必要か否かを最終判断する。

外国ユーザーリスト

○リストの位置づけ

外国ユーザーリストとは、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織の情報。輸出者は、このリストに掲載されている企業・組織へ輸出等を行う場合には、明らかガイドラインのチェックを行い、大量破壊兵器等の使用等に用いられないことが明らかでない場合に許可申請が必要。

注)外国ユーザーリストは毎年改訂されているので、最新版で確認すること

○掲載国・地域／企業・組織

9ヶ国・地域（イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタン）

354企業・組織（平成23年9月現在）

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	<ul style="list-style-type: none"> •7th of Tir Complex •7th of Tir Industrial Complex •7th of Tir Industries •7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan •Mojtamae Sanate Haftome Tir •Sanaye Haftome Tir •Seventh of Tir 	核 N
4	イラン Iran	Abzar Boresh Kaveh Co.	•BK Co.	核 N

明らかガイドライン

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・ー
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・ー
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・ー
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・ー
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・ー
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・ー
	⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・ー
	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・ー
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑨輸送時における表示、船積みについての特別な要請がない。	はい・いいえ・ー
	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・ー
	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・ー
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・ー
	⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・ー
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・ー
	⑮最終仕向地・製品等についての、過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・ー
外国ユーザリスト掲載企業・組織	⑯外国ユーザリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」等を参照のこと)が一致しない。	はい・いいえ・ー
その他	⑰その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がない。	はい・いいえ・ー

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

核・ミサイルへの転用懸念

核兵器への 転用懸念

- ・リン酸トリブチル(TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上のアルミニウム管
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング綱
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

ミサイルへの 転用懸念

- ・微粉末を製造できる粉砕器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック
(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- ・クレーン車
- ・カルフィッシャー方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

生物兵器への 転用懸念

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

化学兵器への 転用懸念

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかくはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- ・耐食性の充てん用の機械

1. これらの貨物を輸出又は技術の提供を行う際には、懸念相手先等において核兵器等の開発等を助長することがないよう、輸出者等において特に審査を慎重に行うことが必要です。

2. 外国ユーザーリスト掲載企業に対しこれらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念種別(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に御活用下さい。

通常兵器キャッチオール規制

- 対象地域と規制要件

1. ホワイト国は対象外

2. 国連武器禁輸国・地域向け輸出は客観要件（用途要件のみ）とインフォーム要件

- 需要者要件はない（この場合は需要者が軍需産業かどうかの確認は不要）

3. その他の国向け輸出（非ホワイト国／非国連武器禁輸国・地域）はインフォーム要件のみ

- 対象となる品目は16の項（1）（特定32品目）のみ（輸出者が16の項（1）に該当するかどうかの確認は不要）

輸出者の確認が必要なのは2.の場合のみ

【国連武器禁輸国・地域】： アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、エリトリア

計 11か国・地域

取引審査

- ◆ 需要者や用途などを確認し、取引の可否を判断
 - リスト規制に該当すれば必ず需要者と用途の確認が求められる
 - 大量破壊兵器キャッチオール規制では客観要件(用途要件・需要者要件)に取引審査の要素が含まれている

- 取引審査を行う際には、多段階チェック(営業と輸出管理部門)で取引の可否を判断
- 大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当する場合以外でも懸念(リスク)が払拭できない場合は取引を辞退することも視野に
- 最終需要者だけでなく引き合い先や輸入者等、取引相手全体を審査
- 国内取引であっても、輸出をされることが明らかな場合には、可能な範囲で直接輸出と同様の取引審査を行う
 - ✓ 不正輸出が明らかになった場合には社会的な責任が追及されることも
- 疑義がある場合には、最高責任者や最終判断権者(取締役等)の判断を仰ぐ
- 取引審査の結果は、取引審査票などの審査記録を残す
 - ✓ 特に懸念(リスク)が払拭できない場合、取引可否の判断経緯なども

輸出管理のポイント

1. 該非判定 「何か？」

- リスト規制該当→許可申請
- リスト規制非該当→キャッチオール規制の確認

2. 取引審査 (需要者確認・用途確認) 「誰か？」

- キャッチオール規制
 - 大量破壊兵器転用の懸念→許可申請
 - 通常兵器転用の懸念
 - 通常兵器キャッチオール規制の確認
- リスト規制でも確認は必須
- リスク管理の観点

2009年外為法改正

1. 技術移転規制の強化
2. 罰則強化
3. 仲介取引規制の強化
4. 遵守基準の新設

輸出者等遵守基準

- 「輸出者等遵守基準」の義務化
 - キャッチオール規制対象品の場合
 - ✓ 該非判定責任者の明確化等
 - リスト規制品も扱う場合
 - ✓ 輸出管理社内規程類似の遵守基準
- 違反者には「指導・助言」→「勧告」→「命令」
 - 命令違反には罰則あり

大学も「輸出者等」です

罰則強化

違反行為	改正前	改正後
違法輸出・技術提供 (大量破壊兵器関連)	5年以下の懲役	10年以下の懲役
違法輸出・技術提供 (通常兵器関連)		7年以下の懲役
記録媒体の持ち出し等	NEW	5年以下の懲役
不実申請	NEW	3年以下の懲役
輸出者等遵守基準に係る 命令違反	NEW	6ヶ月以下の懲役



(注) 懲役刑の他に別途罰金刑も科される

3. 大学における輸出管理

輸出管理構築にむけた模索

- 輸出者等遵守基準に従った体制構築が法的義務に
 - － 誰が輸出管理を担当するのか
 - 事務方と研究者の役割分担
 - 学部との役割分担
 - － 人材の確保
 - 大学内の啓発活動
 - 企業出身者の「活用」

輸出管理構築への必要事項

- 組織的コミットメント
 - － 学長・理事レベルのリーダーシップ
 - ✓ 輸出管理の必要性に対する理解なしには組織的なコミットは不可能
- 研究者の「理解」
 - － 事務方が主導するケースが多いが、現場の「理解」が不可欠
- サポート体制の構築

ケース 4

- 海外との研究交流協定を締結します
 - 海外の研究機関にどのような技術を提供するのか→リスト規制対象の技術であれば許可が必要
 - 海外の研究機関の研究内容→大量破壊規制
キャッチオール規制の用途要件や需要者要件の確認
 - 契約等に(双方の)輸出管理法の遵守を規定
 - そもそも研究交流先とする以上、用途要件や需要者要件の要素を締結前に確認しないのか？

ケース 5

- 留学を希望するメールが来ました
 - 国籍国
 - 留学生の経歴
 - 留学生の希望する分野
 - 許可の取得が必要なものか
 - 外為法上は入国後6ヶ月以上経過すれば「居住者」
 - 6ヶ月間は差別待遇？
 - 6ヶ月経てば全く問題はないのか？
 - 誰が？いつ？どのように？判断するのか

ケース 6

- 海外の研究機関から研究者が来訪します
 - 海外の研究者は非居住者（たとえ元の教え子でも）
 - 外為法上は規制対象技術を提供するのであれば許可が必要（意見交換等＝技術の提供）
 - 現実的か？
 - 「公知の技術」の範囲内で
 - 論文等で公開されている情報の提供であれば許可は不要に

輸出管理を超えて その1

- 制度上は貨物の輸出や技術の提供を把握してから動き出す
 - 法令遵守上は全く問題なし
- 実際に機能するか？
 - 研究交流締結や留学生受入時点で相手を確認すれば事実上取引審査を済ませたことに
 - 少なくとも共同研究開始時点で必要な許可取得に向けた手続きを(ケース3)
 - 研究成果は大学の財産、誰にでも何でも渡していいものではない

輸出管理を超えて その2

- 研究交流先や留学生の選抜は輸出管理部門の役割ではない
 - 輸出管理、より広範にはセキュリティの視点が求められる
- 輸出管理部門との協力関係

(理想的には)輸出管理は大学のセキュリティの一部(に過ぎない)

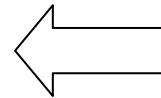
学問の自由との調和

- 大学や研究機関が大量破壊兵器の開発等に巻き込まれるリスクは現実のもの
 - 「学問の自由」の名の下にいかなる説明責任も負わないのか？
 - “There is no question that the U.S. needs export controls to maintain military advantage on the battlefield and to sustain the homeland”
(John Hennessy, President of Stanford University)
- 不必要な管理(「どこまでやればいいのか」)を防止するためにも必要な管理を明確にしておく意義
 - 「経済活動の自由」との関係では以前から念頭に

安全保障輸出管理とリスク管理・コンプライアンス

- 不正輸出や不正技術移転が発覚することによるリスク

- 刑事罰
- 行政制裁(輸出禁止措置)
- 社会的制裁(信用失墜)
 - ✓ マスコミで話題に
 - ✓ 「レピュテーション・リスク」
 - ✓ 予算



- 安全保障上の損害
- 経済的損害
- 道義的責任



- 輸出管理はリスク管理

- 説明責任が求められる場面
 - ✓ 大量破壊兵器の開発等にまきこまれるリスクは現実の脅威
 - ✓ 過去の行動を説明できるように(「相当の注意」を払ったか)
 - 「ずさんな管理」自体が非難の対象に

「安心・安全」の例

～“World at Risk”より～

- ”safety & security”
 - Biosafety: preventing the accidental infection of laboratory workers and the release into the environment of dangerous pathogens
 - Biosecurity: preventing the **theft** or **diversion** of dangerous pathogens for nefarious purposes

輸出管理は一局面

基本は「盗られない」「渡さない」

R&Dと責任

- R&Dの結果、新しい技術を開発しても輸出管理の対象となるにはタイムラグがある
 - 輸出管理の対象は既存の技術
- 善意は必ずしも免責される訳ではない
- R&Dの結果の「悪用」についても意識できるのは研究者

「安全・安心に資する科学技術の推進について」

(科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 安全・安心科学技術委員会)

2) 技術、情報管理の体制強化

例えば犯罪・テロ対策等に関する研究開発においては、犯罪・テロ情報や装置性能などの機微情報を取り扱う必要が出てくることも想定されるが、我が国の機関(大学を含む)における機微情報の取り扱いの体制の整備は必ずしも十分とはいえない。また、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」の改正により、大学を含む研究開発機関における安全保障貿易管理体制の整備が求められている。研究機関における技術、情報管理に係るルール・体制の明確化は、我が国の安全保障上重要であり、また、国際共同研究など国際協力の推進にも重要である。しかしながら、大学等においては情報管理に対応できる人材や組織が現状は十分とはいえない。まずは国際的な共同研究や安全・安心科学技術に関する研究開発に積極的に取り組んでいる大学等が技術・情報管理の体制を整備することが重要である。一方で、犯罪・テロ対策技術においては、適切な貿易管理体制の下、各国の規制など個別の事情を踏まえた上で、海外への輸出を視野に入れることは、安全・安心に資する科学技術の研究開発の成果が広く活用されるとの観点から、積極的に推進すべきである。

3) 科学技術の悪用・誤用防止

近年、特にライフサイエンス分野において、科学技術の悪用・誤用の防止が問題となっている。遺伝子工学や合成生物学といった科学技術の成果が、悪用・誤用され、研究目的とは別の毒性の高い生物剤の生成や、研究者の意志に反し生物兵器の製造のような、軍事あるいは犯罪・テロ等の用途に転用される恐れが出てきている。安全・安心な社会の実現と科学技術の健全な発展のためにも、このような悪用や誤用を防止するための取組が必要であり、国際的にも生物兵器禁止条約専門家会合等において、対応の検討が行われている。

我が国においても、このような悪用・誤用を防止するための取組は将来の課題であり、研究者コミュニティにおける検討を立ち上げるなどにより、個々の研究者に認識を浸透させていくことも一つの方法であり、そのための教育プログラムの作成等、教育、啓発への取組も重要である。

大学の輸出管理をめぐる報道等

- 日本のT大学でイラン人留学生が核関連の研究
 - 留学生は外国ユーザーリストに掲載されていた組織の出身(ただし、掲載は留学後)
 - 帰国後に論文を共同執筆
 - 「留学生の研究課題は、核物質を使わないので問題がないと判断した」「所管省庁の文部科学省から直接指示があったのなら別だが、当時はなかった。経産省がリストを公表していたとしても『ああそうか』ということにしかない」
- テネシー大学教授の違法「輸出」事件
 - 中国人留学生やイラン人留学生に武器技術(UAV関連技術→プラズマ作動装置(plasma actuator))を開示
 - 武器技術資料を持って中国に渡航
 - “Knowingly disclosing restricted U.S. military data to foreign represents a very real threat to our national security, particularly when we know that foreign governments are actively seeking this information for their military development”